

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	別海町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://betsukai.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/dokujiriyou/">https://betsukai.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/dokujiriyou/</a>

執行機関名 別海町長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金支給事業実施要綱(平成30年別海町訓令第51号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金支給事業実施要綱(平成30年別海町訓令第51号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金支給事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、母子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、別海町に居住する高齢者や障がいのある人等の低所得世帯に対し、冬期間の暖房用燃料費の増高経費の一部を助成することにより、家計への負担軽減を図ることを目的とする。</p>

⑦独自利用事務の関連規範

別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金支給事業実施要綱(平成30年別海町訓令第51号)